

平成27年度 第2回 公民館運営審議会 会議録

- 1 召集日時 平成28年2月19日（火曜日）午前10時45分から午後12時45分
- 2 召集場所 若松公民館 2階 会議室
- 3 出席委員 11名  
渡邊豊 委員長, 飯島誠 委員, 桂木佐和子 委員, 臼井義彦 委員  
野口さち子 委員, 岩井定夫 委員, 齊藤幸治 委員, 兼清扶司雄 委員,  
有村敬子 委員, 瀬尾洋子 委員, 黒崎雅貴 委員
- 4 欠席委員 3名  
阿部年英 委員, 野口豊子 委員, 中島由佳子 委員
- 5 事務局 7名  
須田順子 教育長, 大槻幸彦 教育部長, 竹内光日出 中央公民館長  
森山博之 はさき生涯学習センター館長, 城之内隆夫 矢田部公民館長  
幸保和子 若松公民館長, 卯月まき子 中央公民副館長
- 6 案 件 議案第1号 平成28年度神栖市立公民館事業計画（案）について  
その他
- 7 開 会 午前10時50分

○議長

平成27年度 第2回公民館運営審議会を開会いたします。議題に入る前に、中央公民館長よりお知らせがあります。

○事務局

公民館運営審議会につきましては、公開となっています。これまでホームページには載せておりませんでしたが、行政改革推進課よりホームページで公開の指導を受けました。これは、平成1

9年6月12日に制定された神栖市審議会等の委員選任及び公開等に関する指針で示されているものです。公開される会議録の内容は次のとおりです。読み上げます。

#### 神栖市公民館運営審議会会議規定 第12条

- (1) 開会、閉会等に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名
- (4) 議題及び議事の概要
- (5) 議題となった動議を提出した委員の氏名
- (6) その他会議又は委員長において必要と認めた事項

以上の内容でございます。会議中に発言がある場合には手をあげていただき、議長に氏名を呼ばれてから発言していただく。答える方も職氏名を言ってから答えることといたします。

#### ○議長

みなさんよろしいでしょうか。では、会議録署名委員に有村敬子委員を指名いたします。会議録作成書記に卯月まき子副館長を指名いたします。平成28年度神栖市立公民館事業計画（案）については諮問をいただいています。「議案第1号 平成28年度神栖市立公民館事業計画（案）について」を議題とし事務局から説明を求めます。

#### ○事務局

平成28年度神栖市立公民館事業計画の概要についてご説明いたします。1の公民館施設の運営、(1)の施設利用の促進についてです。施設（室）の利用は、公民館自らが定期講座などの事業に使用する場合と、他の団体に貸与する場合（貸館）とに大別されます。後者は、市、国又は他の地方公共団体が行う会議や学習などのために施設を提供しております。今後、更に施設が有効に活用されるように努めてまいります。(2)の開館時刻と休館日についてですが、「神栖市立公民館管理規則」第11条において、開館は午前9時、閉館は午後9時と規定していますが、主催事業、貸館事業を問わず必要に応じて適宜に開館時刻を変更し、利用者の利便を図っております。次に、2の公民館事業、(1)定期講座の開設についてですが、生活文化の振興と社会福祉の増進を図るため、

市民の多様な学習意欲や学習情報に応えるよう様々な講座を検討し、学習機会の提供に努めてまいります。(2) かみす市民カレッジ(中央公民館)は、多様化する市民の学習需要に応え、専門的かつ高度な講座及び教室を開設し、生涯学習の推進と普及を図ってまいります。(3) 文化芸能講演事業は、矢田部公民館文化ホールにおいて、文化芸能鑑賞の機会を提供するものです。(4) 託児講座事業(中央公民館・はさき生涯学習センター・若松公民館)は、子育て世代に対して、社会教育の場を提供するものです。(5) レクリエーション事業は、地域のコミュニティーづくりに寄与するため、レクリエーション事業を実施します。平成28年度、講座年間開設予定は、中央公民館の前期、後期、短期、託児を合わせて50講座、市民カレッジ4講座、レクリエーションは3事業となります。はさき学習センターは通年、前期、後期、短期、託児を合わせて32講座、レクリエーションは1事業、矢田部公民館は通年、前期、後期、短期を合わせて12講座、文化講演会は1事業、若松公民館の前期、後期、短期、託児を合わせて15講座となります。(6) 作品展示事業(各公民館)についてですが、公民館ギャラリー及び展示ケースを活用し、文化活動の向上を図るものです。(7) 環境美化運動(各公民館)ですが、環境美化活動の推進に努め、花植え活動を実施いたします。3の地域活動の促進、(1) 新生活運動は、生活の簡素化を図るため、門松用紙の無料配布と葬祭用花輪ポスターの頒布を行うものです。(2) 文化活動は、うるおいのある地域社会の形成と活性化を図るため、(公財)神栖市文化・スポーツ振興公社と連携を図りながら文化活動の推進に努めてまいります。

## ○事務局

中央公民館定期講座について説明いたします。1. 定期講座には、前期講座、後期講座、短期講座があります。同じ曜日、同じ時間帯に10回程度継続して実施する講座です。開設期間が5月から9月までが前期講座です。なるべく多くの方が受講できるように、1人2講座までの受講制限をしています。同じく10月から3月の期間に実施するものが後期講座となります。28年度は、前期、後期とも10講座を予定しています。★印がついているものは、新規内容の講座となります。語学での英語は、需要が高いので継続してまいります。料理の中での「私のキッチン」は、現在、全面改修している料理室で、食材の組み合わせによる美と健康について学びます。ピラティスは、

人気が高いので、今年度受講した方は受講対象から外れます。健康整体は、仕事帰りに参加しやすい夜間での開設を予定しています。子ども講座の英会話、絵画、造形は、学校週5日制が施行されたときに、受け皿として開設した講座ですが、これまで伝統的に継続されているものです。講座内容のマンネリ化と、ご指摘を受けることがございますが、マンネリ化という捉え方はせずに、需要の高い講座を伝統的に継続していく。中央公民館ならではの講座として実施していくという考えであります。これまでの受講生アンケートの結果や電話、窓口などで、問合せが多かったもの、それらを踏まえ、市民の学習ニーズに応える講座の開設を目指しています。なお、一覧の募集対象者、人数、講座内容につきましては、ご覧のとおりです。

短期講座の開設回数は、1回から5回程度となります。中央公民館は1回から2回です。前期及び後期講座では、継続して回数が多いのと比べると、短期講座は受講しやすくなります。また、公民館で実施しますので、貸館との兼ね合いもございます。部屋の確保をするうえでも短期講座は計画しやすくなります。28年度20講座を計画しました。公民館の受講者は、どちらかというとなん配の方が多くのご指摘を受けることがございます。そこで、若年世代の受講者を増やそうと昨年度から取り組みました。若いうちから社会教育、生涯学習の面白さを知ってほしいと願いを込めました。託児付講座を増やし子育て中のママに社会教育の場を提供しています。28年度、託児をつけた短期講座は6講座です。中でも、二人の時間、「ふーふdeランチ」は、子どもを預けて夫婦での参加を募集します。また、若い世代の男性受講者を増やしていきたいと考えています。親子講座は、2世代交流の場となります。子どもサイエンスでは、筑波大の先生や大学生、理科や科学専門の方を講師に招いて実施します。サイエンスとあって父親の参加が目立っていました。今は、子どもと一緒に参加している男性でも、徐々に公民館事業に馴染んでいただき、やがては単独でも参加できるようになればと期待しています。短期講座では、生涯学習のきっかけづくりとして気軽に参加できるものですので、★印がついた新規講座が多くなります。講座内容につきましては一覧のとおりです。なお、募集対象での一般は、16歳以上を指していますが、短期講座などで、土曜日、日曜日、祝日に開設するものは中学生以上が対象となります。2. かみす市民カレッジは、専門的かつ高度な学習の提供ということで、★印はつけていませんが、毎年新しい内容で計画しています。2

8年度は7月に、地元出身の大塚正美さんを講師に、城西国際大学生ボランティアとともに招いて、実技を交えながら「自分の体は自分でつくる大切さ」を学びます。11月には、男性と女性を分けて、骨格診断をもとに自分のタイプを知り、より若く、美しく魅せる「自分流」ファッションコーディネート術を学びます。3. 託児付講座事業について。託児付講座に親が参加するとき、預けられた乳幼児は講座が終わるまで保育サポーターと待っているわけですが、そこにいる乳幼児にとっても社会教育の第一歩であると捉えたものです。親から離れるとき、最初は大声で泣いていてもベテランサポーターに抱っこされて、あやされながら保育を受け、家にはないおもちゃで遊んだり、初めて出会ったお友だちとふれあうなど、家庭では味わえない社会教育の場となります。28年度、「はじめのいっぽ」の開設は10回となります。4. レクリエーション事業では、伝統的に開催してきた将棋大会に加えて、囲碁将棋フェスティバルを計画しました。文化協会の囲碁将棋連盟にご協力いただき、初心者には「囲碁将棋の基本教室」コーナー、経験者には「対局」コーナーを設け、様々な人々が楽しめるイベントになることを期待しています。また、11月開催の市民カレッジと同日開催する「お茶会」では、自主グループの日ごろの成果を発表するとともに、参加者には、日本の伝統文化にふれる機会となるよう計画したものです。なお、7月開催の市民カレッジでもオープニング演舞として、自主グループ3団体に、フラメンコ、太極拳、フラダンスを披露してもらい、自主グループ活動をとおして、運動から健康づくりをしている姿を発表いたします。5. 作品展示事業での主な展示内容は、講師及び受講生の作品展示、公民館ミニ企画展、各種団体の展覧会、国・県・市事業の作品展、市民等による作品展示となります。公民館にお越しの際は、展示ケースやギャラリーに目を向けていただけると幸いです。

## ○事務局

はさき学習センター定期講座について説明いたします。資料の6ページ、7ページをご覧ください。1. 定期講座の(1) 通年講座ですが、趣味教養分野で一般を対象にご覧の2講座です。5月から2月の開設期間で同じ曜日・時間帯に16回程度実施する予定です。その中で社交ダンスについては、今まで夜間開催でしたが、今年度は、お昼の午後開催にしたところ新規受講者が半数近くに増えましたので、今年度同様の開催時間帯を予定しております。対象者、募集人数、内容等につ

きましては、ご覧のとおりです。次に、(2) 前期講座ですが、一般を対象に全7講座のうち、健康分野で4講座、語学分野で1講座、趣味教養分野で2講座の各10回程度の実施で5月から9月の開設期間です。やはり健康増進向けの講座は人気があります。この中でも今年度1番人気のボクシングエクササイズですが、今年度同様の参加しやすい土曜日の開設を予定しております。クラフト手芸については、受講生に好評をいただいている講座のひとつです。また、★印の新規講座「始めよう英会話」についても、土曜または日曜日の開設を予定しています。同じく新規の「和紙ちぎり絵」や他の講座については、平日の開設を予定しております。対象者、募集人数、内容等につきましては、ご覧のとおりです。次に、(3) 後期講座ですが、一般を対象に全6講座のうち、健康分野で2講座、語学分野で1講座、料理分野で1講座、趣味教養分野で2講座の各10回程度の実施で10月から2月の開設期間の予定です。この中でやはりヨーガは根強い人気があります。シェイプアップエクササイズですが、今年度同様の参加しやすい土曜日の開設を予定しています。また、韓国語、マクロビオティック料理、絵手紙の各講座についても、受講生に大変好評でしたので継続したいと予定しております。★印新規の「編み物と小物作り」については、基本から学びたい方にはとても良い講座とになるものと開設を予定しております。対象者、募集人数、内容等につきましては、ご覧のとおりです。次に、7ページをご覧ください。まず、(4) 短期講座ですが、小学生とその保護者や小中学生から一般を対象に全13講座のうち、料理分野で3講座、趣味教養分野で4講座、託児付き分野で4講座、環境分野で1講座、子どもサイエンス分野で1講座の各1回から4回程度の実施で、5月から2月の開設期間の予定です。この中で、小中学生対象の講座では、「ホットな料理」をはじめ全9講座を予定し、参加しやすい土曜・日曜日や夏休み期間中の開設を予定しておりますが、「おもしろ理科先生」の講座内容については現在検討中です。また、託児付き4講座ですが子育て中の若い世代の親子の参加を促進し交流の場となるよう期待をしております。また、★印新規7講座の中で、一般男性を対象とした「男のパン作り」では参加しやすい土曜日の開設を予定しています。対象者、募集人数、内容等につきましては、ご覧のとおりです。

2. 託児講座事業についてご説明いたします。先ほど中央公民館で説明がありましたように乳幼児を対象とした「はじめのいっぽ」は、託児付4講座の4回を予定しております。

3. レクリエーション事業に

ついでご説明いたします。市民囲碁大会ですが、波崎囲碁クラブの会員の方々のご協力をいただき、市内在住、在勤、在学者の小学生以上を対象とし、7月に開催する予定です。4. 作品展示事業ですが、先ほど中央公民館で説明がありましたように、ご覧のとおりとなります。同様の事業内容ですので省略させていただきます。

#### ○事務局

矢田部公民館定期講座について説明いたします。資料の8ページをご覧ください。1. 定期講座ですが、通年講座、前期・後期講座、短期講座、計12講座となっております。通年講座は5月から翌年2月まで、前期講座は5月から9月、後期講座は10月から翌年2月の予定となっております、短期講座は5月から翌年1月までの間で、各講座を実施する予定となっております。受講者が参加しやすい時間帯を配慮し、前期講座は、癒しのヨーガが18時30分から、後期講座では、太極拳が19時からを予定しております。また、こども関係ですが、前期講座は、こどもそろばんが土曜日の13時から、短期講座で、こどもビーズアクセサリーが、夏休みの8月上旬を予定しております。講座のマンネリ化とのご指摘を受け、28年度は★印（10講座）のとおり新規講座を多く取り入れました。通年講座のビーズアクセサリーは、初心者対象としておりますので、前年度受講者の方には、受講規制を設ける予定です。新規講座の中で、短期講座のスポーツ吹き矢ですが、受講生の方々のご意見やアンケートなどを参考にさせていただき、今後、定期講座の方へ取り入れたいと考えております。2. 文化芸能講演は、10月中か11月上旬を予定しております。3. 作品展示については、中央公民館と同じですので割愛させていただきます。

#### ○事務局

若松公民館定期講座について説明いたします。資料の9ページをご覧ください。前期講座は3講座、後期講座3講座、短期講座8講座を予定しております。前期講座では、エアロビクスと心が和む絵手紙が新規講座です。後期講座では、Let's 英会話、短期講座では、夏休みおもしろ理科実験パート1、夏休みおもしろ理科実験パート2、春を楽しむ寄せ植えガーデニング、初めてのクラフト手芸、託児付ママのための骨盤矯正エクササイズ教室の5講座が新規講座となっております。夏休みおもしろ理科実験パート1は小学生高学年と中学生、夏休みおもしろ理科実験パート2は小

学生と保護者が対象で体育館で行います。3. 託児付講座事業の「はじめのいっぽ」は、中央公民館、はさき生涯学習センターと同じ内容になっております。

○議長

説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

○委員

いろんなところで講座数が入ってきていますけれども、夜間の講座を入れていただいたので、メンバーも変わっていいのかなと思いました。それと、回数のことですが、中央公民館でビーズアクセサリーが10回講座、また、矢田部ですと通年を通して15回ということですが、先ほどの説明の中では、初心者対象となっています。今、中央公民館に展示されている作品を見ますと、10回講座でも素晴らしいものができる后感心しました。であれば、前期、後期、どちらかでやっていただいて、通年を通すのであれば、自主事業という形にして継続する。そういう形でも良いのかなと思います。10回であれば講座としても、それ以上ならば自主事業へもっていく方向性が必要ではないでしょうか。

○議長

対象となる講座は、どれになりますか。

○委員

3ページのビーズアクセサリー、通年の講座は、8ページのビーズアクセサリー、6ページの陶芸と社交ダンスです。これは、全体をみて、講座で10回通して実施した後は、自主事業なのかなと思います。

○議長

中央公民館のビーズアクセサリーの回数は10回ですね。

○委員

その10回に比べて矢田部公民館は15回になっています。まして、初心者対象になった時に、回数が多いのかなと思いました。

○事務局



ビーズアクセサリーですが、同じビーズアクセサリーという講座名ですが、中央公民館で作成する3種類のビーズアクセサリーと矢田部公民館で作成するものは異なります。矢田部公民館の内容は、若干高度なものを作成するというので、講師と相談したうえで、通年の15回で実施するものとして、今年度と28年度に実施いたします。また、初心者対象にしていますので、今年度受講した方は、対象から外す受講制限をとりますので、28年度は新たな方に参加していただきます。今年度受講した方が、今、お教え願っている講師と相談のうえ、自主事業活動へとつながっていければとを考えます。ご理解願います。

○議長

中央公民館は、どうですか。

○事務局

中央公民館は10回の中で、3つの作品をステップアップしながら作るという内容となります。参加者は、毎回その都度募集しており規制はかけていません。前期もやって後期も実施するのではなく、後期講座の中に取り入れるわけでございます。自主事業につきましては、市民の方が継続して今後も活動を続けたい。講師を招いて続けたいという方々が10名以上集まったときに支援していくもので、公民館側から自主事業に移りなさいというものではございません。

○委員

中央公民館と矢田部公民館では講師は同じですか。講師が同じで片方は10回で片方は15回と回数が違うとはどういうことですか。カリキュラムができていますか

○事務局

先ほども説明しましたが、作品の内容が違いますので、講師と話し合いを詰めた形で回数の違いがでています。

○議長

矢田部公民館は初心者対象、中央公民館はステップアップしている経験者ということですか。

○事務局

いいえ違います。10回の開催の中で、最初は優しいものをつくり、次は少し難しいものを

つくっていく。10回の中で徐々にステップアップしていくものです。

○義長

対象者は。

○事務局

一般です。特に制限はしていません。

○議長

先ほどの話しで自主活動の推進はしていない。しませんよ。という話しでしたね。今までは、公民館で講座をやりました。次は自主活動です。グループをつくってやってください。と公民館から受講者に対して、講座のあとは自主活動にしてください。と指導をお願いしてきていましたよね。

○事務局

指導というか、継続したいという気持ちがそろっていれば「どうぞ」という形で、この講座が終わったらビーズアクセサリーの講座は公民館ではやらないので、自主グループでそのままやってください。というような、圧力をかけるような指導はしていないと、ご理解いただきたいと思えます。

○議長

圧力というのはどうでしょうね。過去にもビーズアクセサリーというのは人気が高い講座でしたよね。矢田部公民館は人気が高いから初心者対象としている。自主でやらないから人気があって集まってきてしまう。だから27年度受講した人は、28年度は受講できないという規制をかけられてしまう。合併して市になってから、4つの公民館が過去から何十年も同じことをやっているところは整備されています。それは、ずっと公民館がやるからいいというのでは、技術の向上やレベルアップしないという。そういう方向性で学び合っています。今の話しでは、自主でやらない人は公民館で講座をやるから「いらっしやいよ」と聞こえます。これでいいのでしょうか。

○委員

そうもあると思いますが、資料を見ると通年、前期、後期、短期とあって、自主活動を増やしていくという流れがあればもう少し、やり易いと思えます。例えば短期で出席率が高かったものを前

期・後期で試して、前期・後期で作れた仲間が通年に移行し、通年を卒業して自主活動に行くという形の流れていけば、公民館としても自主活動に斡旋するというか、移行することも簡単にできますが、前期・後期が終わったときに来年、誰が入ってくるか分からないというか、例えば募集をかけても、今年はいっぱい来たけど来年は分からないという流れよりは、そういった自主活動に向けての経過をとっているものの方が、せっかく出席率も公表していただいているので、そういうものを活用をした方がいいのかなと。例えば、短期や前期・後期でうまくいかなかったものは考え直すという流れもできるのかなと思います。そういうのはいかがですか。自主活動に向けていくなれば、そのプロセスが見える形に、公民館の活動も考えてはどうかと思います。

#### ○委員

今までの流れの中で、講座をやってそれが終わった時点で自主活動に移行するというのが、今までここに来ていて、そういう取り組みをしましょう。という形で、私たちは理解してきていました。やはり、単独、単独、単独だと「やりました。終わりました。」になってしまうので、やはり技術、自分の趣味を生かすためには、公民館講座というのは原則的に講師料が発生し、いろいろな面で優遇されているので、やはり、その人たちがある程度自立していくためには、自主事業でやっていただいて、自分たちで運営をしていただくというのが、自主事業だと私たちは捉えていました。そういう方たちに継続していただく、また来年新しく講座が終わった方が自主事業に入っていて、皆さんで技術をマスターしていただくという形の考え方でいました。私が疑問に思ったのは、そういう流れの中であるのであれば、コースも15回はしなくてもいいのかと、それは私の考えですが、10回くらいにして、自主事業に流れていったら一番いいのかと考えていたので発言させていただきました。

#### ○議長

矢田部公民館は初心者では、回数がいかがかと。中央公民館は初心者を優先といいましょうか。そういう風にしていただいたらいいのではないのでしょうか。では、前にも言っていましたが、回数の設定というのは何処が決めて、どうなのか。例えば、はさき生涯学習センターの、6ページの陶芸は15回ですね。会場が狭いのか。募集人数は15人です。会場の制約というものあるでしょ

うが、他を見てみると15人のところがあれば20人のところもある。会場の制約があるとしても、他の館も募集人員に差がある。これは、何処でどう決めているのか。

○事務局

講座の回数につきましては要項がございます。「神栖市立公民館定期講座実施要項」が定めてございます。講座の開設につきまして、通年、前期、後期、および短期講座がございます。通年講座は、5月から翌年3月の期間の中で16回程度。それから前期講座は、5月から9月の期間の中で10回程度、後期は、10月から翌年3月の期間の中で10回程度、短期講座につきましては、5月から翌年3月の期間の中で1回から5回以内の中で開設していきましょと定めています。この回数どおりとはまいりせんが、要項を基本に講師の先生と相談しながら回数を決めています。

○議長

今のは、いつできましたか。

○事務局

平成27年4月1日から施行すると告示したものです。

○議長

いろいろ以前に、そういうことがあってきたんですね。回数が。いろいろ違うから。

○事務局

募集人数に関してですが、様々違っているのは、もちろん部屋の大きさもございますが、講座の内容によりまして講師の目が行き届く範囲、例えば、部屋は40人入れるから40人すべての方を受け入れてしまうと、内容によってはきめ細かに指導ができなくなってしまうということがありますので、内容によって人数が少なかったり多かったりと違いが出ていると、ご理解いただければと思います。

○議長

そう思うから言ったのですが、例えば6ページの英会話、15人になっていますが、20人でもいいじゃないか。和紙のちぎり絵も20人でもいいじゃないか。クラフトもそうですね。手芸も。後期の語学、韓国語も20人とか、料理はちょっとあれですが、絵手紙も編み物も。20人募集し

た方が多くの方ができでいいじゃないかと思いますがね。

#### ○事務局

新規の講座を始めるときに、講師との話し合いの中で20人程度となり、それで20人募集をかけて応募数が半数を超えない場合には、公民館講座は開設できないという決まりがございます。そこで、事前に講師と話し合いまして、15人で募集をかけますが、15人以上20人の応募があった場合には受けられますか、という交渉をしておきます。そして多くなった場合には受けるという形で、可能な限り希望者を受け入れる方法を取ってまいります。ですから、最初から20人、30人と多くの募集をかけて、半数に満たさず開設できないということもございますので、多くの人数での設定をしていないという事情をご理解いただきたいと思います。

#### ○議長

今の参加人数ではおかしいじゃないですか。ただ講座を開くために最初の募集人員を決めています。例えば20人募集して11人だったらオーケーするし、9人だったらダメですというのと。15人募集して7人だったらオーケーというのと、なんか矛盾しています。そういう考え方で募集人数を決めるのは、実際に増やせないですか。増やせますか。そういうことだけでいいです。講師が「ダメだ」と言っていればそれまでです。

#### ○事務局

ただ今の件ですが、部屋の規模、講師の考え方、また開催できるかどうかなど、いろいろな絡みがございます。公民館としまして、特に新規事業につきましては、開催したいという思いが強いです。それを高い設定の募集にすると、もしかしたら開催できない可能性もでてきます。そうしますと、これは言い訳になってしまいますが、開設できなかった理由ということで、いろいろな御意見もでてきますし、そういったことも多少は加味しながら、できれば開催できる範囲内の人数でまずスタートとして、そこで評判が良かった、応募が多かった、希望者が多かつとなれば定員を増やしていきたいという考えは多々あります。ただし結果的に15人の募集で8人だったら開催できたのに、という開催したいための人数の募集ではございません。20人募集として9人だったら開催できないからという考えは基本ではございません。当然、選定をした講座ですので、いいスタートを

切りたいなというのが本音でございます。

○委員

昨年度からみると新規事業が多く、見るからに大変魅力的に感じます。今、募集人数の話しができましたけれども、外部から見ると、どれくらいの人数の人が希望しているのかが分からないですね。希望人数と募集人数が同じくらいなのか、人数より余っているのか。希望人数が分かっていたら、回数や募集人数についても、ある程度の検討や対応ができるのかなど。募集人数まで達するとそこで募集は打ち切ってしまうのか。例えば16人募集を受けます。その後もし希望者が来た場合は、入れないのか。ある程度、講師の考えで受け入れられるのであれば良いですが、大幅に希望人数があるということはないですね。その辺が分かりづらいので、ある程度知りたいなど。できたら次年度は、結果報告書の募集人数のところに、参考までに希望者人数を加えてもらえれば参考になるのかと思います。

○委員

今の話しは、募集人数より希望人数が多かった場合は削られていると、お話しされていると思いますが、資料の4ページをみると、中央公民館のピラティスで15人募集しているところ、受講者は30名となっているのをみると、希望人数はすべて受け入れている。この資料の見方をしていますが、違いますか中央公民館さん。

○事務局

すみません。募集人数30人、受講者人数30人の誤りです。

○委員

では、ZUMBAでは、募集人数25人に対し受講者34人。希望者が34人いたということになりますよね。希望者を切っていないということですよ。

○事務局

先ほどおっしゃったことに対してですが、まず募集人員、15人、20人、30人とそれぞれあります。20人に対し30人の申請を受けた場合、10人はオーバーですので、希望者にはキャンセル待ちの受付をしています。キャンセル待ちをする手法と、先ほどのように結果的に25人が3

4人になっているものは講師と相談いたします。部屋の規模や講座の内容によってはできない場合もございますが、講師との相談で対応できるということであれば、できるだけ希望者には受講していただきたいので、募集人数25人に対し34人を受け入れたということがございます。そして、先に申しあげましたキャンセル待ちにつきましては、開催前にキャンセルが出た場合には、順にキャンセル待ちの方を受け入れる手法で行っています。

○議長

数字は正しいのですか。

○事務局

持ち帰って調べて差し替えます。

○議長

次の実績報告のときでいいでしょう。

○委員

先ほど、募集人数や回数のお話しもそうですが、公民館側は新しいことを市民の皆さんに挑戦してもらいたいから講座を開設したい。それで委員の方としては、公民館を利用したのだから、その後は自主に切り替えてもらいたい。という流れがあるようですが、この資料というのはどちらかというやりたい側の資料には分かりますが、逆に自主活動に切り替わったという報告は分からない。ですから、こちら側の委員さんが求めている成果が分かるような、伝わるような資料がないと、先ほど委員さんが言ったような形が見えないのではないかと。開きたい側の成果は見えるが、自主活動に切り替えて公民館の利用を増やしてもらいつつ、市民の自主活動が盛り上がっているという事が知りたいのではないかと。自主活動に何件切り替わって、この活動の後に自主活動が生まれたという資料の作成は可能でしょうか。

○事務局

自主活動についてですが、これまでも講座を受けて、次年度は受講できない場合と次年度も受講できる講座がございます。次年度は受けられないという受講生が、今後も続けて活動するための手段として、自主グループ支援の認定を公民館で受けて続ける。これは、昨年3月に要項を定めまし

て、3年間は公民館の使用料を免除する。続けて活動したいグループには申請してもらい、基準に当てはまり認定が降りれば、公民館を利用して活動できます。支援します。というPRは当然しております。ただし、先ほども言い方が強制とかございましたが、講座が終わったら自主グループに移行するような形で、それを狙って講座を開設しているわけではない。といことはご理解ください。自主グループで活動したい方への手法としてのPRはしております。それから、自主グループへ移行した内容の資料として、第1回目の会議で団体数程度の話はしていたかと思います。自主グループの団体の内容などにつきましては、皆さんに提供できますので、要望に沿った内容で対応してまいります。

○議長

講座の募集人員や回数などは、講師とよく相談して決めていただきたいと思います。

他に何かございませんか。

○委員

「公民館だより」は発行していますか。公民館に出入りしている方というのは、非常に出入りはしやすいですが、なかなか入っていく経験がない方はたくさんいます。公民館側に宣伝するものがあるのもいいのかなと思います。もうひとつ、いろいろと若い人向けに興味があるものをやられているようですが、大変いいと思うのですが、若い人はなかなか時間が取れないというものがあるので、この結果が非常に楽しみです。ぜひ長い休暇に子どもたちが興味をもっている「子どもサイエンス」だったり企業及び大学と連携できると、公民館の催し物の範囲が広がるのかという感じがします。

○議長

公民館だよりについて。

○事務局

何年か前か分かりませんが、以前はあったそうです。今後の発行につきましては、すぐやりますと即答はできません。事業もこれだけやっていますし、職員の数もありますので、期待に添えるような回答はできませんがご理解願います。二つ目にありました大学関係との連携ですが、副館長から事業内容の説明でありましたように、子どもサイエンスにつきましては、筑波大学の先生や大学



生を講師に招いて実施します。他にもいくつか取り入れていますので、好評であれば更に広げていきたいと考えております。

○議長

はさき生涯学習センターで陶芸はやられていますよね。陶芸は生きがい講座でもやられていると思いますが、この関係とはどうなのでしょうね。先生は一緒だと知っています。生きがい講座ではAとBと2つ講座があります。

○事務局

今の議長のご質問ですが、合併以前の旧波崎時代に矢田部公民館隣の福祉センターで、生きがい講座の陶芸を実施していました。陶芸部門が旧波崎時代に、はさき生涯学習センターに陶芸窯があることから連携して、はさき生涯学習センターを活用しているというような私の記憶ではあったものです。生きがい講座は60歳以上の高齢者を対象、はさき生涯学習センターの方は一般が対象なので60歳未満の方も対象という差があるかと思えます。

○議長

何を聞きたいかという、公民館の講座もほとんどが60歳以上の方ではないかと思えます。生きがい講座も60歳以上の方、イコールしているのではないか。

○事務局

生きがい講座受講の方々と公民館講座受講生のメンバーですが、生きがい講座の方は詳しく把握していませんが、公民館講座では60歳以上の方も数名はいます。ですがほとんど、60歳未満の方が半数以上はいると思えます。実際に年齢は詳しくは把握しておりません。

○議長

調べてみてください。

○事務局

はい

○委員

4館とも各特色あるプログラムが見受けられますけれども、一旦やってみて好評だったものを4

館横並びでやってみるとか、そういう計画はあるのでしょうか。

○議長

今の質問は、4館同じものを同時開催ということでしょうか。

○委員

短期でいろいろ計画されていますけれども、その中で好評だったものを他の館でも計画するということはあるのかどうか。

○議長

ビーズアクセサリやヨガですね。そういう考えはありますか。

○事務局

4館とも講座につきましては、定期的に協議を行っております。情報交換をしております。仮に、中央公民館で人気があった場合は、幅広く広めましょうという情報交換をしています。いい結果になるときに、旧神栖地区では人気があったけれど旧波崎地区では人気なかったという結果も、なきにしもあらずですから。そういう情報交換は前期・後期とも最低でも年2回以上は行って、4館の講座は工夫しながらやっています、当然、人気がある講座は、波崎地区でも神栖地区でもやっていますし特色が出る場合もあります。4館とも常に意識をもって情報交換をして事業についても検討してまいります。

○議長

よろしいでしょうか。

○委員

細かいことで申し訳ございませんが、1ページの(2)で、開館は午前9時から午後9時とありますが、その下に、適宜に開館時刻等を変更し、利用者の利便を図っているとありますが。お願いというか。学校の中でも公民館等を使う場合に、早く入れてもらうというときに対して、非常に苦勞したことがございました。要するに交渉で、決まりだからできないとか、10分、30分くらいだったらいいですよ、とか。例えば、9時開館で8時から準備をしたいというときに、およそどれくらいなのか、決まっているものなのか。もしかしたら、その時の担当の方とのやり取りの問題か

も知れませんが、本校の職員が非常に苦勞したということでした。特に利用は、年に1回とか2回程度ですので、その時は、1時間程度ですので便宜を図っていただければありがたいということでお願いを申し上げたい。

#### ○事務局

開館の基準ですが、例えば9時開館で、その前の1時間、8時から準備したいということですが、まずそうした場合には、前日に準備できませんか。という提案をさせていただいております。前日にはできません。なので、8時に開けてほしい。ということになれば、それは、ご相談となります。鍵を開ける。閉める。に関してですが、事前に質問もでていました。これまで4館ばらばらでしたので今回の質問の答えとして、4館、教育長、教育部長を含めまして協議した上で、内規というか統一いたしました。申請の使用時間の15分前で、希望があれば開けましょうと。実際の話、時間よりも早く来た場合、部屋が空いていれば、20分なり25分なり、時間よりも早く来たときに入れていたり、4館がばらばらで対応したところもあれば、5分前からです、10分前からですと、入るのをお断りしていた館もありましたので、そこを15分前と統一しました。それ以上前に入りたいというのであれば、10時から始めたいということであれば、その前に準備や遠くから来る人もいるでしょうから、そういうことを考慮していただいて、9時から申請をしていただく。このように指導させていただきます。10時から借りました。30分前に開けてくださいというのは、突然そういったことが起こった場合は館長として対応します。しかし、事前に想定される時間であれば、最初から申請をしていただきたいたいというのが基本的な考えです。

#### ○議長

平成28年度の公民館の事業計画について、いろいろな意見も出ましたが、それを酌んでいただいて、了承したいと思いますよろしいでしょうか。

#### ○全員

異議なし

#### ○議長

さよう決しましたので、よろしく願います。時間も12時15分を過ぎましたが、皆さんの

許容時間はいかがでしょうか。では、質問事項を出していますが、一つか二つお願いします。まず、若松公民館の位置づけについて、過去にコミセン化という話しも出ていましたが、その経緯を説明してください。

#### ○事務局

ご質問にありました若松公民館のコミセン化につきましての、これまでの経過ですが、時間の関係もございますので、かいつまんで申し上げます。第2次行政改革に若松公民館のコミセン化ということで、市民協働による公民館の運営については、集中プランの中で位置づけられておりました。平成22年度から26年度までの期間です。それで、実際に動いていたのは22年度23年度で地区説明会を開催しました。結果を申し上げますと、地区からの理解は得られませんでした。したがって24、25、26年と3年間、行政からのアプローチは何もしてございません。内部で検討ということでこれまで来ていました。26年度で第2次改革集中プランは終了して、27年度からは第3次に入ります。第3次は改革チャレンジプランという名称で、各課の事業プランを挙げるようにと要請がきましたが、3年間動きがなかった若松公民館のコミセン化につきまして、教育委員会内部で教育長、教育部長を含めまして協議をいたしました。結果、第3次には取り上げないと、位置づけはしないと報告いたしました。これは教育委員会の考えでございますので、市部局のコミセン化の担当であります市民協働課とも協議いたしました。市民協働課としましても現在は、コミセン化を拡大していく考えはないという答えになりましたので、第3次のプランには、教育委員会としても、市部局の市民協働課としても位置づけしないとという結果であります。このまま若松公民館は社会教育施設の公民館として継続していくとの考えでございます。

#### ○議長

簡単に経過を説明いただきましたが、公民館運営審議員の皆さんに、こういうことがあったということを知っていただきたくて質問させていただきました。時間も超過しましたので、事務局から何かございませんか。

#### ○事務局

他にも質問がございましたが、後日、文書にて回答ということでよろしいでしょうか。

○議長

私が出向きます。事務局から何かありますか。

○事務局

昨年の3月に中央公民館が全国優良公民館の指定を受けましたことから、講師として「神栖市中央公民館の取り組み」について発表してまいりました。7月は茨城県館長研修会ということで笠間市に出向きました。7月には県北4市生涯学習指導者研修会ということで常陸太田市に出向き発表してまいりました。同じく1月には、栃木県矢板市から女性リーダー研修視察ということで、たくさんの方が中央公民館にきまして研修視察、その中で発表させていただきました。次に施設の維持管理のことですが、平成27年度施設の改修・更新工事を行っております。中央公民館のトイレ改修工事ですが、昨年2月の本会議でトイレが寒い、冷たいとご指摘を受けていましたが、今年度、トイレ改修工事を実施しました。温水ウォシュレット付の洋式便座を増設し、オムツ交換台も設置しました。また、料理室は全面改修工事をしております。若松公民館においては、体育館の耐震補強、外壁及び内装工事に伴い、体育館棟のトイレ改修が終わっております。すべてウォシュレット付の洋式便座となりました。矢田部公民館においてもトイレの一部を温かい便座の洋式に改修、オムツ交換台も設置いたしました。また、分かりやすい案内板を設置しました。ロビーの水銀灯をLEDに換えて少しでも明るい環境を整えました。28年度の施設改修・更新工事の予定としては、前回の本会議で駐輪場の設置を求められました中央公民館ですが、28年度中にサイクルスタンドタイプの駐輪場の設置を予定しております。また、視聴覚室の内装工事を予定しております。はさき生涯学習センターにおきましては、屋根防水、非常用発電点検整備、図書室照明設備の改修をいたします。矢田部公民館におきましては、文化ホール音響設備の更新、非常用発電設備の改修を行います。若松公民館につきましては、引き続き公民館棟のトイレ改修、空調設備の改修工事を予定しております。

○議長

ありがとうございます。トイレは皆さん喜んでいました。それと、資料のスライド部分（中央公民館の取り組み）は、公民館のギャラリーなどに掲示してほしいですね。

長時間になりましたが、以上をもちまして平成27年度第2回公民館運営審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

8 閉 会 午後12時40分

平成28年 3月 日

委員長 渡邊 豊

会議録署名委員 有村 敬子